

出荷制限指示後の管理の考え方（小豆）

小豆の出荷管理については、市町村等と連携し、次の対策に取り組むこととし、万一不適切な事案が確認された場合には、すみやかに是正措置を講じる。

1 制限区域の市からの出荷管理

(1) 出荷者対策

県は、JA系統出荷団体及び系統外出荷団体（以下、「出荷団体等」という。）、関係機関の協力を得て、小豆の出荷制限が指示された福島市旧大笹生村及び南相馬市旧石神村における生産者に対し、一切の出荷を行わないよう文書やホームページ等により周知する。また、市等と連携して県関係機関の各種業務活動等を通じて徹底を図る。

(2) 流通対策

出荷団体、産直施設、出荷販売事業者等に対し、出荷制限が指示された福島市旧大笹生村及び南相馬市旧石神村の小豆を扱わないこと、産地の市町村（福島市については旧大笹生村以外の区域、南相馬市については旧石神村以外の区域で生産されたこと）を確認のうえ、適切な表示により流通させることを要請するとともに、これらの状況確認・巡回指導を行う。

2 制限区域外の市町村等からの出荷への対応

出荷制限が指示された福島市旧大笹生村及び南相馬市旧石神村以外の地域（福島市については旧大笹生村以外の区域、南相馬市については旧石神村以外の区域を含む）から産出される小豆については、出荷団体等に対し、入荷先、販売先等の記録の保存を求め、出荷先の捕捉を可能とする。

注) 出荷制限が指示された区域（昭和25年2月1日現在の区域）

- ・福島市旧大笹生村（現福島市大笹生）
- ・南相馬市旧石神村（現南相馬市原町区西町、仲町、牛越、大木戸、馬場、押釜、深野、北長野、北新田、長野、石神、信田沢、高倉、大谷、大原）

出荷制限指示後の管理の考え方（大豆）

大豆の出荷管理については、市町村等と連携し、次の対策に取り組むこととし、万一不適切な事案が確認された場合には、すみやかに是正措置を講じる。

1 制限区域の市町村からの出荷管理

（1）出荷者対策

県は、JA系統出荷団体及び系統外出荷団体（以下、「出荷団体等」という。）、関係機関の協力を得て、大豆の出荷制限が指示された地域（別紙）における生産者に対し、一切の出荷を行わないよう文書やホームページ等により周知する。また、市町村等と連携して県関係機関の各種業務活動等を通じて徹底を図る。

（2）流通対策

出荷団体、産直施設、出荷販売事業者等に対し、出荷制限が指示された地域（別紙）の大豆を扱わないこと、産地の市町村（別紙に記載のある旧市町村以外の区域で生産されたこと）を確認のうえ、適切な表示により流通させることを要請するとともに、これらの状況確認・巡回指導を行う。

2 制限区域外の市町村等からの出荷への対応

出荷制限が指示された地域（別紙）以外から産出される大豆については、出荷団体等に対し、入荷先、販売先等の記録の保存を求め、出荷先の捕捉を可能とする。

(別紙)

出荷制限が指示された地域

出荷制限が指示された地域	現在の区域	備考
福島市旧野田村	野田町、東中央、西中央、南中央、北中央、笹木野、上野寺、下野寺、八島田	旧市町村については、昭和25年2月1日現在の区域
福島市旧平野村	飯坂町平野	
郡山市旧高野村	西田町丹伊田、西田町土棚、西田町高柴、西田町板橋	
須賀川市旧長沼町	長沼、志茂、小中、江花、勢至堂	
二本松市旧渋川村	渋川、吉倉、米沢	
二本松市旧小浜町	小浜、西勝田、成田、上長折、下長折、長折	
本宮市旧和木沢村（白沢村）	和田、糠沢	
南相馬市旧石神村	原町区西町、原町区仲町、原町区牛越、原町区大木戸、原町区馬場、原町区押釜、原町区深野、原町区北長野、原町区北新田、原町区長野、原町区石神、原町区信田沢、原町区高倉、原町区大谷、原町区大原	
伊達市旧堰本村	梁川町大関、梁川町新田、梁川町細谷、梁川町陽光台	
伊達市旧富野村	梁川町八幡、梁川町舟生	
大玉村旧玉井村	玉井	
桑折町旧伊達崎村	伊達崎、上郡、下郡	